

# 身体拘束等適正化のための指針

## 1.身体拘束廃止に関する理念

グループホーム神田園では、神田園文法を使用し認知症高齢者の尊厳と主体性を尊重することで身体拘束に至らない介護をすすめ、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
  - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
  - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たす。

### ◀ 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 ▶

- (1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、  
手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

## 2.身体的拘束適正化検討委員会に関する事項

- ・身体的拘束適正化検討委員会を設置し、3ヶ月に1回以上開催する。
- ・なお、身体的拘束適正化検討委員会は運営推進会議を活用して行うことができるものとする。
- ・検討・決定事項は以下とする。
  - ① 日常的に神田園文法を利用したケアが行なわれているか点検し、利用者様人として尊厳のあるケアが行われているか検討する。
  - ② 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合、原因を慎重に調査し検討する。
  - ③ 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認。
- ・身体的拘束適正化検討委員会の結果は、議事録を職員掲示板等に掲示するなどして周知徹底する。

## 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束をしなくてすむ認知症高齢者の尊厳を守るケアの実現のため、神田園文法を用いた介護ができるよう職員教育を行う。

- ① 管理者による随時または定期的な教育・研修の実施
- ② 管理者による新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施、入職後1ヶ月はエルダーメンターと出勤日を同じにし職場研修と見守りにより神田園文法を使った介護ができるようフォローする。
- ③ E-ラーニング研修により身体的拘束廃止・高齢者虐待防止研修の受講

## 5.身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

### ① 記録、集計、分析、評価

その時の状況（態様及び時間・心身の状態等の観察・やむを得なかった理由など）を記録し管理者に報告。

身体拘束適正化委員会において、発生時の状況等分析。発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討、評価。報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底する。記録は保存する。

## ② カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体拘束適正委員会を中心として担当者が集まり、身体拘束を行う判断をする前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。

医師とは、書面等使用して情報共有し、必要時診察を依頼する。拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討します。本人・家族に対する同意書を作成する。

## ③ 利用者本人や家族に対しての説明

管理者が身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を関係者に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

## ④ 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告する。

## 6. この指針の閲覧について

当施設での身体拘束廃止に関する指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できる。

平成 30 年 5 月 1 日 作成

身体的拘束適正化検討委員会議事録

開催日	年 月 日
-----	-------

参加者 管理者	
理事	
介護者代表	
その他	

検討項目	
① 日常的に神田園文法を利用したケアが行なわれているか？利用者様を人として尊厳のあるケアが行われているか？ また、身体拘束リスクのある利用者（ハラスメントを行なう利用者や暴言・暴力・介護に拒否的な利用者、精神的に不安定な利用者など）がいるか？	
② 現在のフロアに虐待又は身体的拘束等の兆候はあるか？ある場合の原因は何か？	
③ この3ヶ月間に「身体的拘束」はあったか？ あった場合の手続き、方法は適正だったか？	

以上